

譲渡対象者の要件(平成27年5月～)

1. 動物の飼養者自身が、譲渡申請を行うこと。
2. センターが開催する「飼い主をさがす会」講習会を過去1年以内に受講しているか、若しくは譲渡前に受講できること。
3. 飼養者は、18才以上で、当該動物を終生適正に管理できる健康状態並びに経済状況であること。また、動物の寿命等を考慮し、飼養者が65才以上の場合は、当該動物の飼養継続ができなくなった場合、これに代わる次の飼養者が決まっていること。
この場合、その飼養者は、譲渡対象者の要件を全て満たす者で、「飼い主をさがす会」講習会を過去1年以内に受講しているか、若しくは飼養者への譲渡前に受講できること。
4. 飼養について、同居人全員の同意が得られていること。
5. 当該動物を終生適正に飼養管理できる環境であること。
6. 飼養場所が借家又は集合住宅等の場合は、飼養場所の管理者等が当該動物の飼養を承認していることを示す文書を提出できること。
7. 過去に、動物の愛護及び管理に関する法律(徳島県条例含む)又は狂犬病予防法に違反し、若しくはその疑いにより、保健所等の複数回の指導、勧告又は措置命令を受けていないこと。
8. (1)現に犬を飼養している場合は、狂犬病予防法第4条に規定する犬の登録及び同法第5条に規定する狂犬病予防注射を受けていること。また、避妊・去勢手術を実施していること。ただし、老齢・疾病により避妊・去勢手術ができないと判断できる場合及び適切な繁殖制限措置ができていない場合はその限りではない。
(2)現に猫を飼養している場合は、屋内で飼養していること。また、避妊・去勢手術を実施していること。老齢・疾病により避妊・去勢手術ができないと判断できる場合及び適切な繁殖制限措置ができていない場合はその限りではない。
9. 現在、既に、センターから譲り受けた動物を飼養していないこと。
ただし、譲渡希望動物の種類が異なる場合等、センター所長が譲渡が適正であると判断した場合については、この限りでない。
10. 犬について、飼養者が徳島県外に在住する場合には、センターから動物を譲り受けた後2週間以内に、管轄市町村で狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付を受け、その旨をセンターへ報告できること。
11. 成犬の試用保管を希望する者にあたっては、譲渡成立後来所により狂犬病予防法に基づく犬の登録と、狂犬病予防注射を受けること。

12. 誓約書の内容を遵守できること。

13. その他、所長が必要と認める要件を満たしていること。

